

Ⅲ 研究グループ報告（最終報告）

各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題

主 査：河崎照行（甲南大学）
委 員：池田公司（甲南大学） 上野隆也（税理士）
浮田 泉（関西国際大学） 浦崎直浩（近畿大学）
小津稚加子（九州大学） ガルシア・クレマンズ（立教大学）
胡 丹（名古屋大学） 齊野純子（甲南大学）
坂本孝司（税理士） 島田美智子（下関市立大学）
仲尾次洋子（名桜大学） 平賀正剛（愛知学院大学）
本田良巳（大阪経済大学） 松脇昌美（四天王寺大学）
研究協力者：井上定子（流通科学大学）
I Wayan Nuka Lantara（神戸大学大学院）

要 旨

本研究グループの目的は、IASB が 2009 年 7 月に公表した「中小企業版 IFRS」に焦点をあて、それがわが国および諸外国の会計制度（会計基準設定）にどのようなインパクトを与えるかについて考究することにある。

本年度（第 2 年度：最終報告）は、「中小企業版 IFRS」の各国の導入状況に焦点をあて、(a) 欧米諸国（アメリカ、カナダ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン）および (b) アジア・オセアニア諸国（中国、韓国、台湾、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、オーストラリア）について、「中小企業版 IFRS」の導入に対する現状分析を試みた。

その結果、中小企業会計基準の設定アプローチについては、次の 2 つが区別された。

① 会計処理や開示規定の適用を免除するアプローチ

② 中小企業を適用対象とした一組の会計基準を設定するアプローチ

上記①は 1990 年～2000 年初頭の各国の対応であったが、近年は上記②の対応に変化してきている。

IASB によれば、「中小企業版 IFRS」は、2011 年 12 月現在、74 の国や地域が、その採用または採用計画を表明しているとされる。しかし、本研究では、「中小企業版 IFRS」の導入に積極的なのは、そのほとんどが新興経済国であり、IFRS を導入した先進諸国（地域）では、その多くが中小企業向けの会計基準として、自国基準を簡素化する傾向が明らかとなった。

I 本研究グループの研究目的と課題

1. 研究目的と課題

IASB（国際会計基準審議会）が「中小企業のためのIFRS（国際財務報告基準）」（IFRS for Small and Medium-sized Entities; 以下では、「中小企業版IFRS」という。）を公表したのは、2009年7月であった。これは、先進国および新興経済国の要請に応じて、IASBが公表した単独のグローバルな「中小企業向け会計基準」である。この「中小企業版IFRS」は、「完全版IFRS」とは切り離されており、その採用と適用企業については、各国（各地域）の判断に任されている。かかる「中小企業版IFRS」は、わが国および諸外国の会計制度にどのようなインパクトを与えるのであろうか。

本研究グループの研究目的は、この「中小企業版IFRS」に焦点をあて、その特質を浮き彫りにするとともに、それが各国の会計制度（会計基準設定）にどのような影響を与えるかについて考究することにある。本研究の具体的課題は、次のとおりである。

- ①「完全版IFRS」（full IFRS）との比較を通して、「中小企業版IFRS」の意図と特質を浮き彫りにすること
- ②「中小企業版IFRS」が、各国の会計制度（会計基準設定）に与える影響について検討すること

本研究グループが分析対象とする諸外国は、次のとおりである。

- (a) 欧米諸国：アメリカ、カナダ、英国、フランス、ドイツ、スウェーデン
- (b) アジア・オセアニア諸国：中国、韓国、台湾、タイ、マレーシア、インドネ

シア、フィリピン、シンガポール、オーストラリア

第1年度（中間報告）では、上記①の課題を検討するとともに、上記②の課題について、EUおよびカナダを取り上げ、その現状について検討した。第2年度（最終報告）では、上記②の課題について、(a) 欧米諸国（アメリカ、英国、フランス、ドイツ、スウェーデン）および(b) アジア・オセアニア諸国（中国、韓国、台湾、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、オーストラリア）を取り上げ、その現状について検討した。本報告では、英国、フランス、ドイツ、中国、マレーシアを取り上げ、第2年度の研究成果を概説するとともに、本研究の対象国の動向を総括してみたい。また併せて、「中小企業版IFRS」に対する日本の取り組みと、本研究の今後の展望についても論究してみたい。

2. 「中小企業版IFRS」の特質

「中小企業版IFRS」について、①役割期待、②中小企業(SMEs)の定義、③主要な外部の利用者、④基本方針といった4つの観点から、その特質を要点的に浮き彫りにしたのが「図表1」である。この図表から分かるように、「中小企業版IFRS」は独自の会計基準というよりも、「完全版IFRS」の要約版（または圧縮版）として特徴づけることができる。

II 欧米諸国の現状と課題

欧米諸国については、英国、フランス、ドイツの3か国を取り上げ、それらの現状と課題を検討してみたい。

図表 1 「中小企業版 IFRS」の特質

(1) 役割期待	① 中小企業の財務諸表利用者のために比較可能性を改善すること ② 中小企業の財務諸表の全体的な信頼性を高めること ③ 国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストを削減すること
(2) 中小企業 (SMEs) の定義	① 公的説明責任のない企業 (non-publicly accountable entities) であり、かつ ② 外部の財務諸表利用者に一般目的財務諸表を公表する企業
(3) 主要な外部の利用者	① 金融機関 ② 供給業者 ③ 格付機関 ④ 顧客 ⑤ 所有者以外の株主
(4) 「中小企業版 IFRS」の基本方針	① 適用対象の画定は、「量的規準」(規模テスト)ではなく、「質的規準」(「公的説明責任」の有無)によって決定すること ② 「中小企業版 IFRS」は、「完全版 IFRS」から基本コンセプトを抽出し、それが概念フレームワークを形作ること ③ 基本コンセプト、認識・測定原則、および開示・表示原則の修正は、財務報告の利用者のニーズとコスト・ベネフィット分析に基づくこと ④ 「中小企業版 IFRS」は単独の基準書として公表すること

1. 英国

(1) 英国における IFRS の適用

英国の上場企業は 2005 年以降、他の EU 諸国におけるそれらと同様に、EU 版 IFRS を連結財務諸表の作成にあたって適用している。英国会社法によれば、一定の親会社の連結財務諸表 (group accounts) は、IAS 規制第 4 条によって、国際会計基準 (IAS) に準拠して作成することを要求されており、連結財務諸表の資産、負債、財政状態、および損益について真実かつ公正な概観 (true and fair view) を示すことが要求される。

一方、単体財務諸表を作成するにあたっては、2006 年会社法第 396 条の規定と IAS の選択適用が認められている。単体財務諸表は、IAS が適用されない場合、会計基準審議会

(ASB) によって設定・改廃・公表される「財務報告基準書」(FRS) および「標準的会計実務書」(SSAP) に従って作成される。

(2) 「完全版 IFRS」を基礎にした会計基準設定改革

2010 年に公表された公開草案第 43 号では、「図表 2」に示すような会計基準設定改革案が提案された。この図表に示すように、公的説明責任 (public accountability) を負う企業には EU 版 IFRS が適用されるが、公的説明責任を負わず、かつ小規模企業の基準に該当しない企業には、FRSME (Financial Reporting for Small and Medium-sized Entities) が適用される。さらに、小規模企業には、「小規模企業に対する財務報告基準」(FRSSE) が適用される。

図表 2 公開草案第 43 号による会計基準改革案（三層構造）

階層	会計基準	適用企業	開示の免除
第 1 層	EU 版 IFRS	・ 公的説明責任を負う企業	資格ある子企業
第 2 層	FRSME	・ 公的説明責任を負わない企業	資格ある子企業
第 3 層	FRSSE	・ 公的説明責任を負わず、次の基準を満たす小規模企業 ① 売上高 6.5 百万ポンド未満 ② 総資産 3.26 百万ポンド未満 ③ 従業員 50 名以下	—

この会計基準設定改革案の特徴は、IFRS を基盤として UK GAAP を整備することが提案されている点にある。FRSME は、中小企業版 IFRS を基礎にしているが、これを完全に採択したものではなく、会社法の会計規定や税務等と調整が図られているうえに、EU 版 IFRS と一貫した修正が加えられている。「中小企業版 IFRS」が IFRS を簡略化したものである以上、公的説明責任を有する企業および中規模企業に対して、IFRS を基礎とする会計基準が適用されることになる。

(3) FRSME の特質

英国では、FRSME の策定にあたり、「中小企業版 IFRS」を改訂する際の原則として、次の 3 点があげられている。

- (a) 当該改訂を最小限度にとどめること
- (b) 当該改訂を EU 版 IFRS と一貫させること
- (c) 法の免除規定は、それを用いることによって不利な事実を隠匿することのないように行うこと

このように、英国の会計基準設定改革案は、IFRS を無修正に受け入れている訳ではない点に留意する必要がある。

(4) 英国における会計基準設定の最新動向
しかし、公的会計責任に基づいた上述の三層構造は、2012 年 1 月に公表された一連の

改訂公開草案によって撤回された。改訂公開草案とは、第 46 号「財務報告規定の適用」(Application of Financial Reporting Requirements)、第 47 号「軽減される開示項目」(Reduced Disclosure Framework)、および第 48 号「連合王国およびアイルランドにおいて適用可能な財務報告基準」(The Financial Reporting Standard Application in the UK and Republic of Ireland) である。

また、第 48 号では、中小企業版 IFRS を基礎としているものの、中小企業版 IFRS の変更を最小限にとどめるとしていた第 44 号の方針を見直し、現行の会計基準および国際会計基準（2006 年会社法にいう国際会計基準であり、EU による IAS 規制第 4 条によって適用が要求される国際会計基準をいう。IASC によって設定・公表され、IASB によって改訂された現行の IAS に限定されない）によって認められている会計規定を維持することを提案している。さらに、第 47 号では、開示項目を軽減される子会社または究極的親会社に関する提案が行われている。

なお、改訂公開草案を公表した ASB は、その上部組織である財務報告協議会 (Financial Reporting Council: FRC) の組織改革にともしない、「会計協議会」(Accounting Council) にとって代わられた。会計協議会は、FRC の一委員会である「規約および基準委員会」(Codes and Standards Committee)

を構成する協議会のひとつである。

2. フランス

(1) フランスの会計制度と連単分離の現状
現在のフランス会計制度の特徴は、3種類の会計基準が共存していることにある。「図表3」は、このことを要点的に示したものである。この図表から分かるように、単体計算書は、PCG（プラン・コンタブル）の管轄にある。また、非上場企業の連結計算書には、“Règlement 99-02”というフランス国内の連結基準が適用される。そして、上場企業の連結計算書には、EU版IFRSが適用される。

単体計算書の結果から連結計算書を作成するには、多かれ少なかれ修正作業が必要となる。プラン・コンタブルとIFRS間の差はさらに大きく、概念的な点でも個別具体的な会計処理の点でも、大きく異なる連結会計基準と単体会計基準の修正作業は非常に大変であり、再分類や再評価によってほとんど完全に新しい情報を作成しなければならないとされる。

- ② システムの組み替えなど小規模会社にとって過重な負担となること
- ③ 「中小企業版IFRS」の目的は投資者への情報提供にあり、小規模会社にはなじまないこと

(3) 「中小企業版IFRS」の適用の可能性
他方、フランスは、EUの場合では、「中小企業版IFRS」を上場中小企業（SMILEs）に適用することを提案している。その理由として、「中小企業版IFRS」は「完全版IFRS」と比較して、上場中小企業に、次のようなメリットがあるとされる。

- ① 財務諸表の表示が簡素化されること
 - ② 基準の変更が3年に1回ですむこと
 - ③ 「完全版IFRS」よりも初度適用時の負担が軽減できること
 - ④ 年次報告書の作成と監査がより早くできること
 - ⑤ 国際的な比較可能性が維持できること
- このように、フランスは、国内では、「中小企業版IFRS」の適用に反対しながら、EU

図表3 フランスの会計制度における連単分離

子会社のない企業	非上場親会社	上場親会社
・単体計算書：プラン・コンタブル	・単体計算書：プラン・コンタブル	・単体計算書：プラン・コンタブル
	・連結計算書：連結計算書に関する規則	・連結計算書：EU版IFRS

- (2) 「中小企業版IFRS」の適用に対するフランスの対応

フランスの会計基準設定機関であるANC（会計基準局）は、「中小企業版IFRS」の適用については消極的であり、その理由として次の点を指摘している。

- ① 関連法規の改正が必要となり社会的コストが高まること

レベルの議論では、上場中小企業に対する「中小企業版IFRS」の適用を積極的に支持している。

3. ドイツ

- (1) ドイツの会計制度改革

ドイツでは、小規模会社には連結財務諸表の作成が免除されており、単体財務諸表はHGB（ドイツ商法典）に準拠して作成され

る。HGBは、基本的にすべての会社に記帳義務と決算書の作成を義務づけているが、会社の規模に応じて、開示情報の範囲や要求される財務諸表の詳細さは異なっている。

ドイツでは、2009年4月に、BilMoG（会計法近代化法）が成立し、「逆基準性の原則」が廃止されるなど、HGBの会計規定の近代化が図られた。しかし、BilMoGでは、「基準性の原則」（わが国の確定決算主義に類似）は堅持されており、単体財務諸表が課税所得計算の出発点であることに変わりはない。

(2) BilMoGの適用領域

BilMoGは、端的に言って、IFRSと同等性を有する形で、ドイツ商法典（HGB）の改定を図ることによって、IFRSを部分的に受入れ、会計規定の近代化を図ったものといえる。「図表4」は、BilMoGの適用領域を要点的に示したものである。

図表4 2009年「会計法現代化法」の適用領域

	個別決算書	コンサルティング決算書	
資本市場指向親企業	HGB (BilMoG)	IFRS	
		選択権	
非資本市場指向親企業	HGB (BilMoG)	IFRS	HGB (BilMoG)

(3) ドイツにおける「中小企業版IFRS」の受入問題

ドイツ連邦法務省のプレスリリース（2009年3月26日）によれば、会計報告義務企業のすべてに、費用負担を強いる非常に複雑なIFRSを義務づけることは、正当ではないとされる。つまり、「中小企業版IFRS」の適用は、HGBと比較して一層複雑で費用負担を強いるため、ドイツの実務においては厳しく批判されている。

ドイツでは、実務上、商事貸借対照表・税務貸借対照表・統一貸借対照表という3種

類の決算書が存在し、多くの中小企業では、商事貸借対照表と税務貸借対照表とを兼用する「統一貸借対照表」を作成している。BilMoGは、依然として決算書の作成を義務づけるとともに、IFRSと同等性ある商法会計規定を開発する一方で、中小企業の実務に定着している統一貸借対照表を維持している。つまり、ドイツでは、GoBの体系に「中小企業版IFRS」を取り込まず、資本会社の「会社区分の限界値」の引き下げ等の大幅な規制緩和措置と、従来の統一貸借対照表を維持存続させることによって、中小企業の実務に対応している。

Ⅲ アジア諸国の現状と課題

アジア諸国については、中国とマレーシアの2か国を取り上げ、その現状と課題を検討してみたい。

1. 中国

(1) 中国の会計制度体系

中国の会計制度の体系は、「会計法」を上位の法律とし、「企業会計制度体系」と「企業会計準則体系」の2つの体系下の規定によって構成される。こうした会計制度体系の中で、「企業会計制度体系」群からは「小企業会計制度」（2005年）、「企業会計準則体系」群からは「小企業会計準則」（2012年）が中国における中小企業会計に関わる中心的な規定となっている。

(2) 中国の会計基準の経緯

中国は 2003 年 1 月 1 日に施行された「中小企業促進法」を嚆矢に、中国における中小企業に係る法律や通達が数年に一度公布されるようになった。IASB と日本との比較から、中国における中小企業に関わる法律などの施行は IASB の後追い感が否めない。しかし、非常に遅れた動向であるともいえない。

(3) 「小企業会計準則」の特徴

中国における中小企業に関わる会計の中心的役割を果たす「小企業会計準則」(2012 年)の基本方針は、一般的な会計準則よりも簡素化すべきであるとしている。

適用対象である「小企業」とは、中国域内に設立され、①公的説明責任を負担しない企業、②経営規模が比較的小さい企業、③企業集団の親会社でも子会社でもない企業の 3 つの条件を満たす企業である。この適用対象の条件である「公的説明責任を負担しない企業」は、IASB の「中小企業版 IFRS」の適用対象である「公的説明責任のない企業 (non-publicly accountable entities)」に近いように見えるが、こまかな中身は少々異なる。

また、企業集団の親会社や子会社が適用対象から外れるというのも独自のであるといえる。さらに、概念フレームワークのようなものは中国基準にはない。

(4) 「小企業会計準則」の構成

「小企業会計準則」は本文が 9 章 77 条、付録 2 つ、91 頁から成っている。具体的には、第 1 章：総則、第 2 章：資産、第 3 章：負債、第 4 章：持分、第 5 章：収益、第 6 章：費用、第 7 章：利益およびその分配、第 8 章：外貨換算、第 9 章：財務諸表で構成される。

興味深いのは、財務諸表の構成要素である資産・負債・持分・収益・費用の構成項目について、独自のものが存在することである。例えば、資産の構成は、流動資産、長期債券投資、長期保有目的持株投資、固定資産、無形資産およびその他の非流動資産に分けられるとしている。

(5) 「小企業会計準則」と「中小企業版 IFRS」の比較

「小企業会計準則」と「中小企業版 IFRS」と対比し分析した結果、次のことが明らかとなった。

- ① 「中小企業版 IFRS」のほうは分量が多く、中国の「小企業会計準則」よりも広範である。また、資産・負債・持分・収益・費用におけるそれぞれの細分類については、中国の小企業の定義から企業集団の親会社や子会社が適用対象から外れたこともあり、若干の相違があることが見受けられる。
- ② 中国における小企業に対する会計基準は試行錯誤しながら、簡素化されてきた軌跡が確認できる。

2. マレーシア

(1) マレーシアにおける中小企業向け会計基準の経緯

マレーシアにおける中小企業向け会計基準は、その萌芽から改訂中の現在まで、次の 4 段階を経ている。

- ① マレーシア会計基準 (MASB 基準) からの適用免除 (2000~2005 年) : MASB (マレーシア会計基準審議会) 発足直後に設定された MASB 基準には、特定の「適用免除企業」(Exempt Entities) に対するいくつかの適用免除規定が設けら

れていた。具体的には、MASB7『工事契約』のすべて、MASB2『棚卸資産』における開示項目の一部、MASB9『収益』における役務の提供による収益認識にあたり不確実性が存在する場合の規定の適用がこれである。

- ② **PERS**（非公開企業版報告基準：旧**MASB**基準）：**PERS**は、かつて全企業を適用対象として設定された**MASB**基準であり、中小企業の財務諸表に対するニーズを考慮した基準であるとはいえない。しかし、**MASB**基準は実質的には90年代前半までに公表された**IAS**をベースとしていることから、**IAS**のその後の大幅な改訂による複雑な内容と比較して、**MASB**基準は比較的シンプルな基準となった。
- ③ **ED52**（2006年）：**ED52**は、**PERS**改訂のために公表された公開草案である。本公開草案の目的として、次の5項目が示されている。
- (a) 非公開企業に適した会計処理に関する指針を提供すること
 - (b) 非公開企業の報告上の負担を軽減すること
 - (c) 中小企業のための会計および報告に対し、世界的に採用されているアプローチへの移行を容易にすること
 - (d) 公的説明責任をもつようになる企業、および**FRS**への切り替えを選ぶ企業が**FRS**に移行するのを容易にすること
 - (e) 税務報告との連携を容易にすることなかでも、起草にあたって税務の観点を取り入れられている点は注目される。
- ④ **ED72**（2010年）：**ED72**は、**IASB**が2009年7月に公表した「中小企業版

IFRS」と内容を完全に同じにしている。

(2) マレーシアの中小企業会計基準の特徴
マレーシアでは、2006年以降、1組の中小企業向け会計基準設定のための作業を継続しているが、それは2011年8月現在をもっていまだ完了していない。そのため、90年代以前に公表された**IAS**をベースとした暫定基準が、現行の中小企業向け会計基準（**PERS**）として、図らずも使用され続けている。これが同国における、中小企業向け会計基準に関する現状である。

「中小企業版**IFRS**」は、現行の**PERS**改訂のための公開草案（**ED72**）として**MASB**に採用されたが、これが正式に新たな**PERS**となるかどうか、現在の段階では明言できない。ただし、**ED72**の内容は、政府当局の進める中小企業の成長に関する政策と決して矛盾するものではなく、当該政策が青写真として描く中小企業の会計基準としては、むしろ整合性を持ったものといえる。

IV 本研究の総括

1. 中小企業会計基準設定アプローチの変遷

「図表5」は、グローバルな視点から、中小企業向け会計基準設定の主な変遷を要約して示したものである。この図表から、次のような特徴点を指摘できる。

① 1990年代～2000年代初頭の主なアプローチは、すべての企業を対象とした会計基準の中で、いくつかの処理規定および開示規定の適用を中小企業に対して免除するアプローチであった。例えば、ニュージーランド、マレーシア、カナダといったケースがこれである。

図表 5 中小企業向け会計基準設定の変遷（主な事例）

1990	・オーストラリア：SAC1号で「ディファレンシャル・リポーティングの可能性」に言及
1994	・ニュージーランド：「ディファレンシャル・リポーティングの枠組み」を公表
1997	・英国：「小規模企業のための財務報告基準」（FRSSE）を公表
2000	・マレーシア：SOP1号「免除企業」を公表
2002	・カナダ：特定の非公開企業に対し、一部、規定の免除を認めるよう会計基準を改訂
2003	・ISAR (UNCTAD)：「中小企業のための会計及び財務報告ガイドライン Level2 and Level3」を公表
2004	・IASB：「中小企業の会計基準のための予備的見解」を公表
2005	・香港：「中小企業の財務報告の枠組み及び財務報告基準」を公表
2006	・マレーシア：公開草案 52号「非公開企業版報告基準」を公表
2007	・IASB：「中小企業版 IFRS」（公開草案）を公表
2009	・IASB：「中小企業版 IFRS」を公表 ・カナダ：「非公開企業版会計基準」を公表
2010	・マレーシア：公開草案 72号「中小企業版財務報告基準」を公表

② 2003年以降の主なアプローチは、中小企業を適用対象とした一組の会計基準を設定するアプローチである。例えば、ISAR, IASB, 英国, 香港, マレーシア, カナダといったケースがこれである。

する基準である。

② 一方、「中小企業版 IFRS」は、公正価値をベースとした会計モデルを適用しようとする基準であり、その意味では「革新的な基準」であるといえる。

2. 各国における中小企業会計モデルの変化

「図表 6」は、各国基準における中小企業会計モデルの特徴を要点的に示したものである。この図表から、次の点を指摘できる。

① 「中小企業版 IFRS」以前に設定された基準は、基本的には、歴史的な原価主義をベースとした会計モデルを適用しようと

3. 各国における「中小企業版 IFRS」採用に関する展望

中小企業の会計基準設定の歴史をみると、基準設定に関する「新たな試み」は比較的短期間に、各国間で模倣的に伝播する傾向がみとれる。例えば、次のような事例がそうである。

① オーストラリアにおける「統合的アプ

図表 6 各国における中小企業会計モデルの特徴（主な事例）

国・機関名	概念フレームワークにおける測定基礎
英国	概念フレームワークに該当するものなし
ISAR	歴史的な原価
香港	歴史的な原価（ただし、特定の項目については他の測定基礎を併用）
マレーシア (ED52号)	特段の定めがない限り原価
IASB	歴史的な原価及び公正価値（2つの共通の測定基礎）
カナダ	歴史的な原価（特定の状況下では、①取替原価、②実現可能価額、③現在原価を併用）

ローチ」のニュージーランド、マレーシア、カナダなどへの伝播

② 英国における「個別のアプローチ」の ISAR, IASB, 香港, マレーシア, カナダなどへの伝播

このような文脈から考えれば、「中小企業版 IFRS」の「新たな試み」である「中小企業に対する公正価値会計の適用」も比較的短期間に、各国の中小企業版会計基準に取り込まれるか、あるいは各国の中小企業の会計制度に「中小企業版 IFRS」が採用される可能性は否定できない。事実、カナダでは、金融商品の測定に全面的に公正価値会計を適用するオプションも認められた。

V 日本の対応

1. 日本における「中小企業会計」の歩み

「図表 7」は、日本における「中小企業会計」の歩みを要約し、一覧表に示したもので

ある。

2. 「中小会計要領」の基本的な考え方

中小企業と大企業との属性の相違を基本認識とし、「中小企業会計」は、「中小企業の成長に資するものであるべき」という視点に立って、「中小会計要領」は、その「基本的な考え方」として、次の 4 点をあげている。

- (ア) 経営者に役立つ会計
- (イ) 利害関係者と繋がる会計
- (ウ) 実務に配慮した会計
- (エ) 実行可能な会計

この「基本的な考え方」は「中小会計要領」の基本コンセプトを形造るものである。

3. 「中小企業版 IFRS」に対する「中小会計要領」の対応

「中小会計要領」では、「中小企業の会針」の前提要件となる 6 つの論点を示している。その中でも、とりわけ本研究課題と関連するのが、次の 2 つの論点である。

図表 7 日本における「中小企業会計」の歩み

経緯	事象
2002年3月	・中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」を設置 → 「中小企業の会計」に関する本格的な議論の開始
2002年6月	・中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表
2002年12月	・日本税理士会連合会「中小会社会計基準の設定について」を公表
2003年6月	・日本公認会計士協会「『中小会社の会計のあり方に関する研究報告』について」（会計制度委員会研究報告第8号）を公表
2007年2月	・日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針」を公表
2010年2月	・中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」を再開
2010年3月	・企業会計基準委員会（ASBJ）「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置
2010年8月	・企業会計基準委員会（ASBJ）「非上場会社の会計基準に関する懇談会・報告書」を公表
2010年9月	・中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」を公表
2012年2月	・「中小企業の会計に関する検討会」が「中小企業の会計に関する基本要領」（以下では、「中小会計要領」という）を公表

① 第 1 の論点は、「国際会計基準の影響」である。これについては、中小企業には、その影響を遮断または回避すべきとされている。諸外国においても、非上場企業（中小企業）に対して IFRS の適用を強制している国は少ない。そのため、「中小会計要領」は、IFRS へのコンバージェンスが加速化している「企業会計基準」とは、一線を画して検討が行われている。

② 第 2 の論点は、「確定決算主義の維持」である。わが国で、IFRS の導入が進まないのは、「確定決算主義」があるからであるとする論調がみられる。しかし、中小企業における確定決算主義の意義については、次の 2 点を指摘できる。

(ア) 課税当局にとっては、課税所得が不当に減少する事態を防ぐこと。つまり、会社法上の計算書類と税法上の計算書類が分離されている場合、商事上の利益はより大きく、税務上の所得はより小さくなるような会計処理を選ぶ可能性があることから、確定決算主義によってそれを回避できること

(イ) 中小企業にとっては、作成する計算書類が一つで済むこと。つまり、「確定決算主義」は中小企業にとっては「コスト効果的」なアプローチであること

このように、日本では、「確定決算主義」の堅持の立場から、「中小企業会計」に対する IFRS の影響の遮断が主張され、「中小企業版 IFRS」に対する関心はあまり高いものとはいえない。

VI 本研究の今後の課題

IASB によれば、「中小企業版 IFRS」は、

2011 年 12 月現在、74 の国や地域が、その採用または採用計画を表明しているとされる。例えば、次の国や地域が「中小企業版 IFRS」を採用または検討中とされる。

- ① 中央アメリカ：ベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル等
- ② 南アメリカ：アルゼンチン、ブラジル、チリ等
- ③ カリブ地域：バハマ、バルバドス、ドミニカ共和国等
- ④ アフリカ：南アフリカ、ボツワナ、エジプト等
- ⑤ ヨーロッパ：ボスニア、マケドニア等
- ⑥ アジア：カンボジア、香港、マレーシア等。

これらの国や地域をみて分かるように、そのほとんどは新興経済国である。本稿で指摘したように、IFRS を導入した先進国（地域）であっても、その多くが小規模会社の会計基準として「中小企業版 IFRS」を適用することなく、自国基準を尊重していることがわかる。

今後は、先進諸国と発展途上国でなぜそのような相違が生じているのか、また、「中小企業版 IFRS」は今後どのような取り扱いを受けるのかについて、IASB および各国の動向を注意深く見守る必要がある。

【参考文献】

- (1) ASB, *The Future of Financial Reporting in the United Kingdom and Republic of Ireland: The Key Facts*, October 2010.
- (2) ASB, *The Future of UK Financial Reporting Standards (power point)*, November 2010.
- (3) BMJ, Pressemitteilung, Bundesministerium der Justiz, Pressemitteilungen, Neuers Bilanzrecht: Milliardenentlastung für den deutschen Mittelstand beschlossen, 2009.
- (4) 中国財政部会計司「『小企業会計準則（公開草案）』の起草説明」, 2010 年 11 月。

- (5) 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」経済産業省, 2010年。
- (6) Demarigny, F., *Un "Small Business Act" du droit boursier européen*, Rapport au Ministère de l'Economie, <http://82.233.179.82/doc/2010-rapport-demarigny.pdf>.
- (7) Dufils, P. and Lopater, C., *Mémento Comptable 2010*, Editions Francis Lefebvre, 2009.
- (8) ガルシア・クレマンズ, 「フランス企業におけるIFRS導入の影響」, 佐藤信彦編著『国際会計基準の制度化』白桃書房, 2008年。
- (9) Hanefah, M. M., "Malaysia," *Asian Accounting Handbook*, edited by Shahrock M. S., THOMSON, Singapore, 2005.
- (10) 平賀正剛「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展(1)」『経営学研究(愛知学院大学)』, 第16巻第1号(2006年)。
- (11) 平賀正剛「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展(2)」『経営学研究(愛知学院大学)』, 第16巻第3・4号(2007年)。
- (12) IASB, Discussion Paper, *Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*, International Accounting Standards Board, 2004.
- (13) IASB, Exposure Draft, *IFRS for Small and Medium-sized Entities*, International Accounting Standards Board, 2007.
- (14) IASB, *IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board, 2009.
- (15) IASB, *Basis for Conclusions on IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board, 2009.
- (16) 河崎照行「『中小企業版IFRS』の特質と導入の現状」『会計』, 第178巻第6号(2010年)。
- (17) 河崎照行「『中小企業の会計』の新展開—中小企業庁『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要」『税経通信』, 第66巻第1号(2011年)。
- (18) 河崎照行「英国の会計制度改革と中小企業版IFRS」『会計・監査ジャーナル』, 第23巻第4号(2011年)。
- (19) 孔光国『中小企業会計準則問題研究』東北財経大学出版社, 2009年。
- (20) 国際会計研究学会・研究グループ報告(中間報告)「各国の中小企業版IFRSの導入実態と課題」, 2010年8月。
- (21) 国際会計研究学会・研究グループ報告(最終報告)「各国の中小企業版IFRSの導入実態と課題」, 2011年9月。
- (22) 企業会計基準委員会「非上場会社の会計基準に関する懇談会・報告書」財務会計基準機構, 2010年。
- (23) 胡丹「中国における証券市場の発展と会計基準のグローバル化」『経済科学』, 第56巻第1号(2008年)。
- (24) MASB, *Exposure Draft 52 Private Entity Reporting Standards (PERS)*, MASB, Kuala Lumpur, 2006.
- (25) MASB, *Exposure Draft 72 Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities*, MASB, Kuala Lumpur, 2010.
- (26) Mackenzie, B., *Applying IFRS for SMEs*, Wiley, 2011(河崎照行監訳『シンプルIFRS』中央経済社, 2011年)。
- (27) Petersen, K./Zwirner, C. (Hrsg.), *Bilanzrechts-modernisierungsgesetz BilMoG*, München, 2009.
- (28) 齋藤真哉「ドイツにおける会計と税務の関係へのIFRSの影響—貸借対照表法現代化法(BilMoG)の検討—」『産業経理』, 第69巻第2号(2009年)。
- (29) 齊野純子『イギリス会計基準設定の研究』同文館出版, 2006年。
- (30) 武田隆二編『中小会社の会計指針』中央経済社, 2006年。